

# 令和5年第2回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第2回臨時会
2	開会	令和5年2月22日
3	閉会	令和5年2月22日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席0名
6	議案件数	2件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案可決 2件
8	その他	傍聴者 6名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和5年 第2回南幌町議会臨時会 会議録

令和5年2月22日(水)  
午前 9時30分開会

1. 出席議員

1番	内田 恵子	2番	佐藤 妙子
3番	熊木 恵子	4番	西股 裕司
5番	志賀浦 学	6番	本間 秀正
7番	石川 康弘	8番	加藤 真悟
9番	川幡 宗宏	10番	細川 美喜男
11番	側瀬 敏彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

4番	西股 裕司	5番	志賀浦 学
----	-------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉藤 隆	事務局主査	梶田 健太郎
------	------	-------	--------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	大崎 貞二	教育長	小笠原 正和
監査委員	白倉 敏美		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	小林 史典	総務課長	笠原 大介
まちづくり課長	藤木 雅彦	住民課長	藤田 雅章
税務課長	渡辺 廣貴	保健福祉課長	佐藤 由美子
産業振興課長	岩本 聖	都市整備課長	黒島 滋規
会計管理者	蛭沢 千晴	病院事務長	渡部 浩二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	鈴木 潤也	生涯学習課参事	原田 光一
--------	-------	---------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長)	笠原 大介
-----------	-------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員(総務課長)	笠原 大介
----------------	-------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました、令和5年第2回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

4番 西股 裕司議員、5番 志賀浦 学議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は2月22日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は2月22日、本日1日限りと決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和5年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については御手元に配付したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

●日程4 議案第2号 財産の取得の変更について（子ども室内遊戯施設）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第2号 財産の取得の変更につきましては、子ども室内遊戯施設整備事業の契約内容の変更に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは、議案第2号 財産の取得の変更につきまして御説明いたします。次ページをごらんください。

1 契約の目的、子ども室内遊戯施設整備。2 取得する物件の名称、子ども室内遊戯施設。場所、南幌町美園3丁目。3 契約の方法、令和2年9月25日に締結した南幌町誘客交流拠点施設整備運営事業基本

協定に基づく随意契約。4契約金額、変更前8億1,013万9,000円(内消費税及び地方消費税の額7,364万9,000円)、変更後9億372万7,000円(内消費税及び地方消費税の額8,215万7,000円)本件につきましては、令和4年第3回定例会におきまして、世界的な原油価格物価高騰等の影響により、建設にかかる資材費や工事費が著しく高騰する見込みから、事業契約書のスライド条項の規定に基づき、事業費を増額するための経費9,359万円の補正予算を議決いただきまして、事業契約につきましては、建築費等が確定した段階で、変更契約議案を議会へ提案させていただくということから、今回スライド条項に規定する変更協議の期限であります、工期末の2か月前である1月31日を経て、2月14日付けで仮契約を行い、本議案議決後に本契約の運びとなっております。5契約の相手方、大和リース株式会社グループ。代表事業者、札幌市東区北42条東17丁目6番12号、大和リース株式会社札幌支店 支店長 稲垣 仁志。構成員、札幌市中央区南1条西10丁目3番地、株式会社創建社 代表取締役社長 森下 京佐、以下6社。参考といたしまして、取得時期は令和5年3月31日までです。

議長

以上で議案第2号の説明を終わります。  
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第2号 財産の取得の変更について(子ども室内遊戯施設)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程5 議案第3号 南幌町子ども室内遊戯施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第3号 南幌町子ども室内遊戯施設の指定管理者の指定につきましては、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものです。

詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは、議案第3号 南幌町子ども室内遊戯施設の指定管理者の

指定につきまして御説明いたします。次ページをごらんください。

1 指定管理を行う公の施設名称、南幌町子ども室内遊戯施設。2 管理者となる団体の名称、大和リース株式会社グループ。代表事業者、札幌市東区北42条東17丁目6番12号、大和リース株式会社札幌支店。構成員、札幌市中央区南1条西10丁目3番地、株式会社創建社、以下6社。3 指定の期間、令和5年4月1日から令和15年3月31日まで。内容につきましては、公の施設である子ども室内遊戯施設について、新たに指定管理者を指定するに当たり、令和2年9月25日に締結した南幌町誘客交流拠点施設整備運営事業基本協定に基づくとともに、施設利用者が安心して利用できるよう、道内の類似施設管理で適切な管理運営を行ってきた実績がある、大和リース株式会社グループを指定するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

2点質問いたします。今報告されましたけれども、10年間の指定管理であるということで、指定管理料のことについて伺います。この後開催される議会の全員協議会の資料によりますと、指定管理料が令和5年度は2,100万円と記されています。それで、令和6年度からの指定管理料はいくらになるのかということが1点と、それから10年間この指定管理料は変更なしでいくのか。それから、町のランニングコストにはどのような影響があるのかを伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

ただいま御質問のありました、指定管理の関係でございます。令和5年度の当初予算額といたしましては、2,100万円を計上する予定でございます。こちらにつきましては、新設の施設であるため、実際に稼働させて、ランニングコストの実績をみながらのスタートとなります。それで、こちらのほうの2,100万円の計上につきましては、2年前の事業提案当時の積算額であるため、現段階までの人件費のアップ分は反映されていないこと。また、昨今の著しい燃料費、物価高騰の影響により、特に光熱水費の電気料については、今の段階でも値上げがされていることに加えまして、さらに年度明けにも値上げが予定されております。そのようなことから、さらなる高騰が予想されることから、年度内に指定管理料の見直しも協議することもあり得ると考えてございます。2,100万については、あくまで5年度の指定管理料ということで、次年度につきましては、実績を考慮した中で年度協定を締結したうえで、指定管理料を規定していきたいというように考えてございます。以上です。

議長

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員  
(再質問)

今の説明ですと、限りなく2,100万円をはるかに超えていくということが予想されると思います。それで、先ほど町のランニングコ

ストの関係で影響があるのかという質問もしたんですけれども、私が懸念するのは、予定する入場者数が確保できない場合とか、そういう諸々の問題で、やはり確保できなければ、その分の負担を町のほうに求めてくるのではないかという気がします。それがやはり今後のまちづくりにおいても、高齢化対策とか少子化対策とかいろいろな事業を行う上でも、それがすごく足かせになって、町民の福祉とかそういうものに影響を与えるのではないかと思うんですけれども、その辺で、この10年間の契約ということでは、来年度稼働してみても実績が伴わなかったりしたので、さらに値上げしますというふうになるような気がするんですけれども、その辺のことをどういうふうにお考えでしょうか。町の負担が増えるというふうには考えないのでしょうか。それを伺います。

議長  
まちづくり課長  
(再答弁)

まちづくり課長。  
指定管理料の積算の方法でございますが、まずランニングコスト、年間の維持管理費ですね。そちらのほうは当初予算の中では3,200万円という形で考えてございます。そのうち利用料収入、こちらが1,100万円ということで、こちらの1,100万円の根拠でございますが、子ども室内遊戯施設の目標入場者数12万人のうち、利用料が発生する人数につきましては、その4割であります4万7,000人ということで、ある程度見込めるのではないかとということで積算してございます。実際今まで稼働実績のない施設ですが、こういうような形で、利用料、利用者数も見込めるのではないかとということで、その差し引きの中で指定管理料というのは算定されますので、そういう部分ではより多くの方に入場していただいて、指定管理料に影響のないように努める方向で、事業者と協議してまいりたいと思います。以上です。

議長  
熊木議員  
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。  
聞けば聞くほどすごく不安になるんですけれども、ただいまの話ですと14万人の入場を見込んで、そのうちの4割ということで、4万7,000人。それが入場料を払って入場するというような計画だということですよ。それで、私が思うには、確かにいろいろ脚光も浴びるでしょうし、今、南幌町がいろいろテレビや新聞等でも出ているので、注目はされると思うんです。果たしてそれが1年目、2年目、10年目というふうに、その年数の中で、ずっと脚光を浴び続けるということになるとは考えにくいんですよ。そうなった時に、どうしてもこの4万7,000人や、1,100万円の入場料ということ算定しているけれども、それが崩れた時にどうなるのかということまで、やはり町としてはしっかり考えないとだめだと思うんですよ。この10年間の指定管理という中で、その都度決算というか、そういうことはきちんと町のほうにも明らかにしてやられていくのか。それはもう絶対必要だと思いますし、万が一、それ以上の負担を町のほう

が被るということにならないように、やはりしっかりするべきだと思うのですが、その辺でのお考えがあれば伺いたいと思います。

議 長  
副 町 長  
(再々答弁)

副町長。

ただいまの御質問にお答えいたします。まず指定管理の毎年の決算でございますけれども、これにつきましては毎年度事業者のほうから、決算ということで事業報告書が出てまいりますので、そちらのほうで間違いなく確認をされていくものというように考えております。また、利用者の収入が減るということでございますが、基本的に1年目の施設ということもございまして、利用者につきましては10年間指定管理いたしますが、町としても当然、町外に向けて利用を発信しますし、事業者のほうにつきましても、自主事業などイベント等を行いまして、入場者数の確保をしていくということでございますので、あくまでも当初予定しているこの収入の確保を目指して、町のほうとしては進んでいきたいというふうに考えてございます。それと指定管理料のほうでございますが、当初2, 100万ということでございますけれども、これにつきましては、前に定例会のほうでも御説明したかと思っておりますけれども、当然人件費、電気料、維持管理費につきましては、将来の物価高騰を見据えた中で対応しなければなりません。これにつきましては、この子ども室内遊戯施設だけではなく、ほかの施設につきましてもそのようなことでそれぞれ見直しをしていくような形になってございますので、そちらのほうの指定管理料につきましては、都度毎年の決算を見ながら計上していくような形をとりたいと思っております。ただ町の財政には影響がないというようなことで、そちらのほうもみながら施設の運営のほうを進めてまいりたいということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

ほかにありませんか。(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第3号 南幌町子ども室内遊戯施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会と

いたします。  
ご苦労さまでした。

(午前 9時49分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_